

立正大学校友会に関する申し合わせ

第1章 総則

(名称)

第1条

本会を立正大学校友会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条

本会は第5条に定める会員および第6条に定める団体の親睦を深め相互に協力・協働し、第4条に定める事業をおこなうことを目的とする。

(設置)

第3条

本会を立正大学品川キャンパス内に置く。

(事業)

第4条

本会は第2条に定める目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 本学ならびに学園の発展と振興の賛助に関する事
- (2) 会員相互の親睦および校友の集い開催に関する事
- (3) 在校生の支援に関する事
- (4) 会員および構成団体との連携・協働ならびに相互協力に関する事
- (5) 構成団体の支援および助成金交付に関する事
- (6) 会報発行および校友会ホームページによる広報に関する事
- (7) その他本会の目的達成のための必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条

本会の会員は以下のとおりとする。

- (1) 本学学部および大学院在籍生、ならびに在学する学生の父母
- (2) 本学学部卒業生および大学院修了生
- (3) 立正大学短期大学部・保育専門学校卒業生
- (4) 本学の現元教職員
- (5) 本学または立正大学短期大学部・保育専門学校に在籍した者で、第16条に定める立正大学
校友委員会(以下「校友委員会」という。)で承認された者
- (6) その他、校友委員会で承認された者

(構成団体)

第6条

本会の構成団体は下記のとおりとする。

- (1)立正大学同窓会
- (2)削除
- (3)立正大学郵政会
- (4)立正大学橘会
- (5)その他、前条に定める会員が組織し校友委員会で承認された団体

(会員資格の喪失)

第7条

会員は以下に定めるところによりその資格を失う。

- (1)退学
- (2)死亡
- (3)脱会
- (4)除名
- (5)その他

(会費)

第8条

会員は別に定めるところにより所定の会費を納入するものとする。

(会員個人情報の保護および管理)

第9条

本会は法および立正大学情報セキュリティポリシーならびに立正大学個人情報保護規程にしたがって第5条に定める会員の個人情報と会員データシステムを適切に管理運用する。

2. 本会の会員情報と会員データシステムは立正大学校友会会員情報および会員データシステムとして校友委員会のもとで校友課が所管する。

3. 本会の会員情報は第4条に定める本会の事業および第6条に定める団体の活動以外には使用してはならない。

(会員情報の変更届)

第10条

会員は氏名・現住所および職業等に変更が生じた場合は届け出るものとする。

(顕彰および懲戒)

第11条

本会は、本会のために特に功績のあった会員および団体を顕彰し、その名誉・信用・目的を損なった場合はこれを懲戒する。

2. 顕彰および懲戒は校友委員会で行う。

第3章 役員

(役員)

第12条

本会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名(学長)
- (2) 副会長 1名(副学長より1名)
- (3) 顧問 1名(学園理事長)
- (4) 監事 1名(学園監事より1名)

(名誉会長)

第13条

本会に名誉会長を置く。

2. 名誉会長は会長経験者とし校友委員会において選出する。

(役員 of 責務)

第14条

第12条に定める役員 of 責務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する
- (3) 顧問は会長 of 諮問事項および本会 of 運営について意見を述べる can できる
- (4) 監事は本会 of 事業を監査する

(役員 of 任期)

第15条

第12条に定める役員 of 任期は1期3年として再任を妨げない。

2. 役員が任期途中で退任した場合、後任役員 of 任期は前任者 of 残任期間とする。

(会議)

第16条

本会に校友委員会を置き本会に関する事項を審議する。

2. 校友委員会については、別に定めるところによる。

第4章 事務局

(事務局)

第17条

本会 of 事務局は校友課が所管する。

第5章 会計

(経費および監査)

第18条

本会の経費は、会費、寄付金、これらから生じる果実、およびその他の収入をもって支弁する。

2. 本会の収支決算は校友委員会で行い、必要に応じて学園の監査法人の監査を受けるものとする。

3. 本会から助成金の交付を受ける構成団体は、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書等必要な事項について、定められた期日までに校友委員会に報告するものとする。

4. 本会の経理は校友課が所管する。

(会計年度)

第19条

本会の会計年度は4月1日から翌3月31日とする。

第6章 本申し合わせの改廃

(改廃)

第20条

本会の申し合わせの改廃は校友委員会において出席者の過半数以上の議決により決定する。

第7章 雑則

(雑則)

第21条

第12条各号に定める役員は無給とする。

附則

平成21年4月1日制定、平成21年4月1日施行

平成23年4月20日改正、平成23年4月1日施行

平成24年11月21日改正、平成25年4月1日施行

平成25年11月20日改正、平成26年4月1日施行

平成27年11月18日改正、平成27年11月18日施行

1 平成29年11月15日改正、平成29年11月15日施行

2 この規約類の施行をもって「立正大学校友会会則」の名称を「立正大学校友会に関する申し合わせ」とする。